

各県立学校長 殿

体育保健課長

「オミクロン株が主流である間の当該株の特徴を踏まえた濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施に伴う学校に関する対応について（更新）」並びに「学校で児童生徒や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項について（更新）」について（通知）

上記について、別添（写）のとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。

については、オミクロン株が主流である間、感染者が発生した場合の取扱いを下記及び別紙1、別紙2のとおりとしますので、貴校職員へ周知願います。

なお、感染対策については、令和4年3月4日付け教委改第1661号で通知している内容を再度確認し、取組の徹底をお願いします。

#### 記

- 「B.1.1.529 系統（オミクロン株）が主流である間の当該株の特徴を踏まえた感染者の発生場所毎の濃厚接触者の特定及び行動制限並びに積極的疫学調査の実施について」（令和4年3月16日厚生労働省事務連絡）を踏まえ、大分県の方針として、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、義務教育学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び放課後児童クラブにおいては、原則、保健所による濃厚接触者の特定、行政検査は実施しない。

ただし、同時に多数の感染者が発生し、感染拡大の懸念がある場合やクラスターが発生した場合、基本的な感染対策を行わずに飲食を共にするなど感染リスクの高い行為が認められる場合等、さらなる感染対策の必要性が認められる場合には、これまでどおり保健所が聞き取り調査や感染対策の指導を行う。また、学校においてこのような状況を確認した場合には、学校からも保健所に相談できる。

\*参考：大分県ホームページ「新型コロナウイルスに関するお知らせ」

【濃厚接触者の特定・行動制限・積極的疫学調査】

<https://www.pref.oita.jp/site/covid19-oita/covid19-oita-noukousessyoku040326.html>

- 学校で感染者と接触があったことのみを理由にして、児童生徒等や教職員に対して登校や出勤を制限する必要はない。（ただし、寮等において感染者と同室である場合等には同一世帯内の濃厚接触者として特定される可能性がある。）

- 学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった児童生徒等や教職員には、感染リスクの高い行動を控えることや症状がある場合には速やかに受診することを指導する。また、接触者のうち、学校で感染対策を行わずに飲食を共にした者等は一定期間（5日間程度・土日含む）の出席停止等の措置をとる。
- 学校において感染者が発生した場合の臨時休業等の対応については、現行の「ガイドライン」（大分県版）（令和4年2月4日付け教委体第2906号）を別紙1のように取り扱うこと。

**【担当】**

学校保健・食育班 秋吉・村上

TEL 097-506-5636

## 別紙 1

### 濃厚接触者の特定関係

(現行ガイドラインにおける対応)

○生徒等の感染が判明した場合に、感染者本人への行動履歴等のヒアリングや濃厚接触者の特定等のための調査は、通常、保健所が行うが、保健所業務の逼迫により、①対応に時間を要する、若しくは対応が困難な状況において、保健所の要請等があった場合及び②濃厚接触者や検査対象者の範囲が限定的に運用される状況下において学校での行動履歴を踏まえ感染リスクが懸念される場合(※2)には、学校は、以下の考え方を踏まえつつ、学校(寮等を含む)における濃厚接触者等の候補者リストを作成する。作成後、判断に使用した関係資料(行動履歴、座席表、その他必要に応じて)とともに保健所に提出し対応を相談する。



生徒等の感染が判明した場合、【A 個票】はこれまでどおり作成するが、保健所等による積極的疫学調査等は実施されないため、基本的には濃厚接触者等の候補者リストの作成を行う必要はない。

ただし、保健所による聞き取り調査等が行われる場合で保健所から資料の作成を求められた場合や、感染した児童生徒等の行動履歴から感染拡大のリスクが懸念される場合には、必要に応じて候補者リスト等を作成し、保健所と相談する。

### 臨時休業の判断関係

(現行ガイドラインにおける対応)

○設置者は、まず、濃厚接触者等の特定及びその検査結果が判明し全体像が把握できるまでの期間、及び校舎内の清掃消毒等に要する期間(全体として概ね数日～5日程度(土日祝日含む。))、臨時休業を行うことを検討。



保健所等による積極的疫学調査等が実施されないため、特段初期対応としての臨時休業を行う必要はなく、感染者の発生状況等に応じ、直接【学級閉鎖】等に示す基準を参考に、臨時休業を検討する。

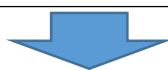
(現行ガイドラインにおける対応)

【学級閉鎖】

○以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ①同一の学級において複数の生徒等の感染が判明した場合
- ②感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④その他、設置者が必要と判断した場合

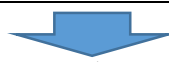
(※ただし、学校に2週間以上来ていない者の発症は除く。)



保健所等による積極的疫学調査等が実施されないため、特段③を考慮する必要は無い。

(現行ガイドラインにおける対応) [ガイドライン「3.【学級閉鎖】」]

○学級閉鎖の期間としては、5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間含む）を目安に、感染の把握状況、感染の拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえて判断する。



5日程度（土日祝日、全体像の把握等のために行った臨時休業の期間を含む。その場合においても、当該学級について、①保健所等による積極的疫学調査等が実施されない場合においては未診断の風邪等の症状を有する者の検査の陰性が確認できた場合、②保健所等による積極的疫学調査等が実施される場合においては未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者を対象としたものを含めた適切な疫学調査が実施され、濃厚接触者等の特定やその検査の陰性が確認できた場合等には、当該期間を短縮することが考えられる。

(現行ガイドラインにおける対応)

保健所業務が逼迫する場合において、相談してもなお積極的疫学調査が十分に対応できない場合には、必要に応じて学校医等とも相談し、当初の臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することを検討。その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら慎重に再開することを検討する。



学校医等と相談し、臨時休業を開始してから5日後程度（土日祝日を含む。）を目安として再開することが考えられる。（その際、発熱等の風邪の症状がある者については自宅で休養すること、健康状態の把握その他の感染症対策を一層徹底しながら、慎重に再開する。）